

宮津市未来を担う人財応援奨学金申請等の手続きの流れ

《進学前》

令和5年2月10日まで!!

市へ宮津市未来を担う人財応援奨学金利用希望エントリーシートの提出

市で申込要件等の確認

市へ申請書及び必要書類
(①成績証明書等②世帯全員の住民票及び所得証明書 等)の提出

市から審査・決定・通知

2月下旬予定

市へ誓約書(様式第2号)の提出

市へ請求書の提出(合格通知の写しの添付が必要です)

市から奨学金の貸与(振込み)

3月下旬予定

《進学後》

◇春頃 在学証明書、成績証明書の提出

◇冬頃 申請書(様式第1-2号)の提出→決定→請求書の提出→奨学金の貸与

《卒業後》

◇宮津市へUターンした場合 → 奨学金返還免除申請書の提出 → 返還免除

◇宮津市外へ定住した場合 → 奨学金の返還を開始
(一括払い、又は10年以内の月賦又は半年賦の均等払い)

◇大学院等に進学した場合 → 奨学金返還猶予申請書の提出(猶予は最長5年)

【その他】

◇選考方法 未来を担う人財応援奨学金審査委員会で審査を行います

◇貸与の時期 原則、大学等合格後、入学までに貸与します(原則、年度内に1学年分を貸与)

◇貸与方法 申請者本人の口座に振り込みます

まずはエントリー!!

～令和5年4月に大学等へ入学予定の方へ～

宮津市未来を担う人財応援 奨学生の募集



将来、ふるさと宮津の未来を担う人材として
宮津にUターンしていただくことを期待し、みなさんの未来への挑戦を応援します。

支援内容

日本学生支援機構などの
奨学金等と併用が可能!

◇奨学金の額

1学年につき60万円を上限

(住民税非課税世帯は30万円を上限)

◇支援期間

進学先の正規の修業年限以内

卒業後、宮津市に戻って
きていただく場合は
返還不要!

※宮津市内に住民票がある
必要があります

募集期間 令和5年2月10日(金)まで

応募方法

◇宮津市未来を担う人財応援奨学金利用希望エントリーシートに必要事項を記入し、
募集期間内に下記提出先まで郵送又は持参により提出してください。

詳しくは右のQRコード(市HP)からご確認ください。

(パソコンの方は<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/3/12982.html>)



対象者

高等学校又は高等専門学校を令和4年度に卒業見込(または令和3年度に卒業)、若しくは高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる方で、令和5年4月から大学・短大・専門学校等に進学予定の方で次の全ての要件に当てはまる方

◇保護者が宮津市に住所を有していること

◇世帯全員の前年の収入が合計750万円未満または住民税非課税世帯のいずれかであること

◇高等学校における全履修科目の直近の評定平均が3.1以上、または高等学校卒業程度認定試験の合格者

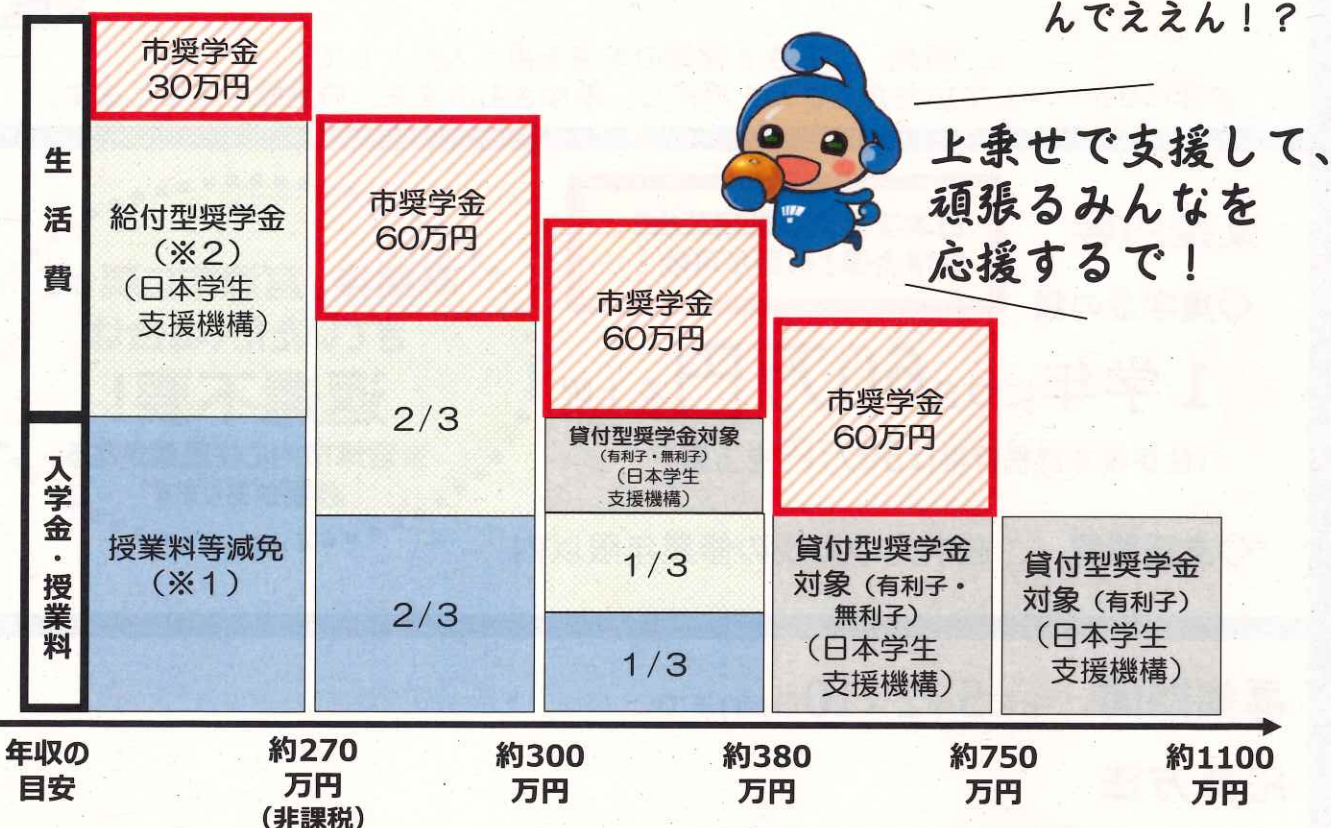
【提出・問合せ先】

宮津市企画財政部企画課定住・地域振興係(〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所本館3階)

電話 0772-45-1607 Fax 0772-25-1691 E-Mail teijyu@city.miyazu.kyoto.jp

宮津市未来を担う人財応援奨学金はこんな制度

- 今ある奨学金制度に加えて宮津市が更に上乗せで支援します
- 家計収入に応じて年間30万円or60万円を支援します
- 大学卒業後宮津市に戻ってきたら返還を免除できます
(借りていた期間宮津市に住所がある必要があります)



上乗せで支援して、
頑張るみんなを
応援するで！

※1 授業料等減免の上限額 (年額) 参考

	国公立		私立	
	入学	授業料	入学	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※2 給付型奨学金の支給額 (月額) 参考

	国公立		私立	
	自宅生	自宅外	自宅生	自宅外
大学	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
短期大学				
高等専門学校	17,500円 (25,800円)	34,200円	26,700円 (35,000円)	43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。



大学無償化制度 (高等教育の修学支援新制度) の詳細については
QRコードをご確認ください。 <https://www.mext.go.jp/kyufu/student/koukou.html>

各種就職支援機関のご紹介などのサポートも行っています

◆北京都若者サポートステーション

現在働いていない15歳～49歳の方の就職支援を行っています。

- ・働きたいけど、どんな仕事がしたいのか分からない。
- ・自分に自信がない。
- ・何度も面接に落ちている。

そんな悩みや不安な気持ちに寄り添いながら、相談員がお話を伺い、就職をサポート。(厚生労働省委託事業のため、ご利用は無料です。)



宮津市からは、京丹後や舞鶴、福知山、綾部へも車で1時間程度の通勤圏内にある中心的な立地です！

宮津市未来を担う人財応援奨学金 Q & A

Q1 大学等を卒業後に宮津市へ戻ると、貸与を受けた奨学金は返還しなくていいのですか。

A1 卒業した後の最初の4月1日から貸与を受けた期間と同じ期間、宮津市に定住すると返還が免除となります。

Q2 高校へは行っていないが、高等学校卒業程度認定試験に合格しています。奨学金の対象になりますか。

A2 奨学金の貸与の対象になります。ただし、合格した年度の翌年度又は翌々年度に進学をする場合に限られます。

Q3 収入の「生計を一にする者全員」とは、どういうことですか。

A3 日常の生活の資金を共にすることをいいます。

勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常を送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとしします。

Q4 なぜ収入の少ない非課税世帯の方が奨学金の額が少ないのですか。

A4 住民税非課税世帯は、課税世帯に比べ授業料等の減免制度の支援が満額受けられるほか、日本学生支援機構の給付型奨学金も上限まで支援が受けられる制度があるためです。(前ページの図参照)

Q5 途中で大学等をやめると、奨学金はどうなるのですか。

A5 奨学金の貸与を取り消し、返還を始めていただくことになります。(一括又は10年以内の月賦又は半年賦の均等払いとなります。)

Q6 大学院への進学でなく、民間会社に勤めてキャリアを積んでから宮津市へ戻りたいと考えています。この場合、奨学金の返還猶予はできますか。

A6 返還猶予は、奨学生自身の能力の向上に資する活動に取り組む場合としており、民間会社に勤めながらのキャリアアップは対象になりません。

Q7 奨学生が奨学金の返還をしない場合は、どうなりますか。

A7 災害とか病気などやむを得ないと認められるケースで猶予の対象となる場合があります。ほか、災害等不可抗力であると認められる場合は返還免除になるケースもあります。その他の場合は、連帯保証人に返還を求めることになります。

◆北京都ジョブパーク

ハローワークと連携し、相談から就職、職場への定着まで、ワンストップで支援する京都府北部の就業支援拠点。学生や若年者、府北部へのUIターン就職を希望する方、子育てしながら就職を希望する女性の方など、さまざまな方のサポートを行っています。

- ・就職に関する相談
- ・ハローワークと京都府による職業紹介
- ・就職支援セミナー、研修
- ・職場定着のフォロー



その他、宮津市の創業支援や、就職相談会、若手経営者の育成、市内の企業・事業所紹介などの各種情報はこちらから！

